

## 仮想通貨から暗号資産へ～関係法制の整備について

今国会（第198回）において、資金決済に関する法律と金融商品取引法が改正された。これは、顧客の仮想通貨資産の流出事案が発生していることや（日本では、コインチェック社の約580億円相当(2018年1月)、テックビューロ社の約70億円相当(2018年9月))、ICO（新たに発行する仮想通貨での資金調達）等取引ニーズが高まっていること等を受け、利用者保護の確保やルールの特明確化のための仮想通貨に係る制度整備を行ったものだ。法改正の概要は、以下のとおり。

（2019年6月公布、公布から1年以内に施行予定）

### 資金決済に関する法律

- ◆ 仮想通貨の呼称は、国際的な動向を踏まえて、仮想通貨から暗号資産へ変更。
- ◆ カストディアン業者の様に暗号資産の管理だけ行うものも、暗号資産交換業に追加規定。カストディアンに対して、暗号資産交換業規制のうち、本人確認義務、分別管理義務等、暗号資産の管理に関する規制を適用。これは、FATF（マネー・ロンダリング対策等を扱う国際会議）が、暗号資産のカストディアンについて、各国協調して規制を課すことを求める勧告（2018年10月）を受けたもの。
- ◆ 移転記録が公開されず、マネー・ロンダリングに利用され易等の問題がある暗号資産が登場していることに対して、取り扱う暗号資産の名称、業務の内容、方法を変更する場合は事前の届出が必要となる。
- ◆ 交換業者の広告及び勧誘に際して、虚偽表示・誇大広告の禁止や、投機を助長するような広告、勧誘の禁止等広告・勧誘規制整備が求められる。
- ◆ 暗号資産の流出リスクへの対応として、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット(オフラインで仮想通貨の管理をするのに必要な秘密鍵を保管)等)で管理することを義務付ける。また、交換業者の倒産時に預かって

いた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定としてホットウォレット(常時ネットワークに接続された環境にある仮想通貨の管理方法)で管理する顧客の暗号資産は、別途、見合いの弁済原資（同種、同量の暗号資産）の保持を義務付ける。

### 金融商品取引法

- ◆ 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、これまで規制対象外だったが、FX取引と同様に、金融商品取引法上の規制（販売・勧誘規制等）を整備する。金融資産の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とする。また、この業務に関して、説明義務等の規定を整備することが求められる。  
※金融商品の販売等に関する法律の改正においても、金融商品販売の定義に暗号資産を取得させる行為を追加している。
- ◆ 収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、投資家のリスクや流通性の高さ等を踏まえ、金融商品取引法が適用されることを明確化した。発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備した。ICO等で発行される所謂トークンは、「電子記録移転権利」と定義され、金融取引法上の第一項有価証券となり、この売買を行うものは第一種金融取引業となる。また、トークンの発行者は、金融商品取引法の開示制度の対象となる。
- ◆ 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引を業として行う場合における金融商品取引業の登録、業務の内容及び方法の変更に係る事前の届出等に関する規定を整備することされた。
- ◆ 暗号資産の取引において、「不当な価格操作等が行われている」との指摘があることに対して、暗号資産の取引及び暗号資産を用いたデリバティブ取引等に関する風説の流布・価格操作等の不公正な行為を禁止すること。

仮想通貨に関する法制度整備（2019年6月公布）の概要

